

### 住宅の耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネ改修工事を行った場合、固定資産税を減額します

#### ●住宅の耐震改修工事

令和5年12月31日までに、一定の耐震改修工事が行われた住宅について、120㎡までを限度として、翌年度分の税額を1/2減額します。  
※長期優良住宅認定通知書の添付がある場合は、減額が2/3になります。

#### ○家屋要件

昭和57年1月1日以前から所在する既存の住宅

#### ○耐震改修工事要件

現在の耐震基準に適合する50万円を超える耐震改修工事であること

#### ○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

- ①耐震基準適合証明書(建築営繕室(東館2階)または建築士などによる証明)
- ②領収書などの写し
- ③平面図

#### ●バリアフリー改修工事

令和5年12月31日までに、

一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、100㎡までを限度として、翌年度分の税額を1/3減額します。  
※新築住宅特例や耐震改修特例の対象年度は対象となりません。

#### ○家屋要件

新築された日から10年以上経過した住宅で次の全てに該当するもの

- ①床面積が50㎡以上
- ②居住部分の床面積の割合が1/2以上
- ③貸屋部分以外に居住部分を要すること

#### ○居住者要件

次のいずれかの方が居住していること

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③障がい者の方

#### ○バリアフリー改修工事要件

次の改修工事で、工事に要した費用が補助金を除き

50万円を超えるものであること。

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦出入口の戸を改良
- ⑧床表面の滑り止め化



#### ○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

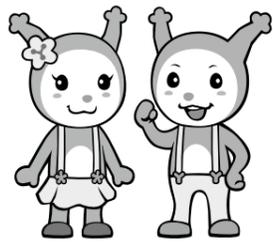
- ①工事明細書の写し
- ②領収書などの写し
- ③写真(改修前・後)
- ④平面図
- ⑤補助金などの支給および交付決定通知書の写し
- ⑥要介護認定または要支援認定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各種

## 太陽光発電設備を所有している方へ

太陽光発電設備は、固定資産(償却資産)の申告が必要な場合があります。

設置者	発電量	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用) ※1		申告が必要です (課税対象)	申告は不要です (課税対象外)
個人(事業用) ※2			申告が必要です (課税対象)
法人 ※3			申告が必要です (課税対象)

- ※1 家屋の屋根などに10kW以上の太陽光発電設備を設置して、発電量の全量または余剰分を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、償却資産として課税の対象となります。
- ※2 個人であっても事業の用に使用している資産は、発電量や全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。
- ※3 事業の用に使用している資産として、発電出力量や発電量、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。



#### ☆過年度への遡及課税について☆

申告内容の修正や資産の申告漏れなどによる賦課決定については、申告があった年度だけではなく、資産を取得された翌年度までさかのぼることとなります(地方税法第17条の5第5項の規定による)。

## 令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人市・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収され、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

### 令和6年度以降の個人市・県民税均等割および森林環境税について

個人市・県民税の均等割は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により、平成26年度から令和5年度までの10年間、市民税・県民税それぞれ500円が加算されていましたが、この臨時的措置が終了し令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

		令和5年度まで	令和6年度以降	
国 税	森林環境税	—	1,000円	
	県民税	均等割	1,500円	1,000円
			3,500円	3,000円
市民税	計	5,000円	5,000円	

●問い合わせ 税務課 ☎22-2215 FAX22-2247

「児童虐待かも?」と思ったら、迷わず児童相談所全国共通ダイヤル「189」へ連絡を!

した費用が補助金を除き

#### ○省エネ改修工事要件

現在の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要

種手帳の写し  
※工事内容を示す書類は、建築士、登録住宅性能評価機関などによる証明で代替え可。  
後日、工事内容などを書類で確認できない場合は、現地調査を実施します。

#### ●省エネ改修工事

令和5年12月31日までに、一定の省エネ改修工事「熱損失防止改修工事」が行われた住宅について、120㎡までを限度として翌年度分の税額を1/3減額します。  
※長期優良住宅認定通知書の添付がある場合は、減額が2/3になります。

#### ○家屋要件

平成26年4月1日以前から所在する既存の住宅で次の全てに該当するもの

- ①床面積が50㎡以上
- ②居住部分の床面積の割合が1/2以上
- ③貸屋部分以外に居住部分を要すること

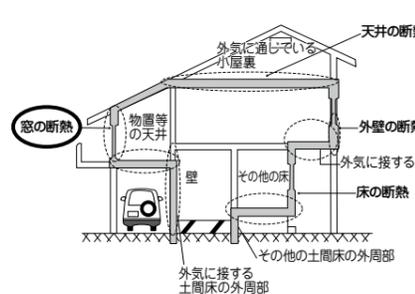
#### ○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

- ①熱損失防止改修工事証明書(建築士、指定確認検査機関または、登録住宅性能評価機関による証明)
- ②領収書などの写し

#### ●問い合わせ

税務課 資産税係 ☎22-2215 FAX22-2247



した費用が補助金を除き60万円を超えるものであること。  
①窓の改修工事(必須)  
②床の断熱改修工事  
③天井の断熱改修工事  
④壁の断熱改修工事

#### ○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

- ①熱損失防止改修工事証明書(建築士、指定確認検査機関または、登録住宅性能評価機関による証明)
- ②領収書などの写し

#### ●問い合わせ

税務課 資産税係 ☎22-2215 FAX22-2247

広報よしのがわに関する問い合わせは市長公室まで ☎22-2203 FAX22-2244